

「千葉市食品ロス削減推進計画」の骨子（案）

1 計画の位置づけ

- (1) 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき策定するものである
- (2) 「千葉市基本計画」、「千葉市環境基本計画」、「千葉市食育推進計画」等と整合を図り、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」とともに推進する

2 食品ロスとは（食品ロスの定義）

- 「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のことである。
- 「食品ロスの削減」とは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにする社会的な取組みのことである。

3 食品ロスが引き起こす問題

(1) 環境問題

- 水分の多い食品は、廃棄の際に運搬や焼却で余分な温室効果ガスを排出している。
- 食料生産により多量のエネルギーを消費している。

(2) 食料問題

- 日本の摂取カロリーからみた食料自給率は37%（2018年度）であり、先進国では最低水準である。
- 世界の9人に1人（約8億人）が栄養不足に陥っている。

4 食品ロスに関する関心の高まり

- 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）において、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させるという目標を設定
- 2030年度の国内の食品ロス発生量を家庭系・事業系ともに2000年度比で半減とする目標を設定

※【家庭系】「第4次循環型社会形成推進基本計画」（2018.6）

※【事業系】「食品リサイクル法に基づく基本方針」（2019.7）

5 食品ロスが発生する主な要因

(1) 家庭で発生する食品ロス

- 家庭から発生する食品ロスは、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の3つに分類される。
- 「直接廃棄」については、買いすぎ・食品管理の未徹底など、「食べ残し」については、作りすぎ・放置・好き嫌いなど、可食部を取り除いてしまう「過剰除去」については、調理方法の問題などが、それぞれ主な発生要因として想定される。

(2) 事業所等で発生する食品ロス

- 食品製造業・食品卸売業・食品小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」などにより、食品ロスが発生するが、いわゆる「3分の1ルール」などの商慣習、消費者の賞味期限への理解不足などが主な発生要因となっている。
- 外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」などにより、食品ロスが発生するが、多量発注等の商慣習、消費者による食べ残しなどが主な発生要因となっている。

6 食品ロスの現状

(1) 国の状況

2019年度の国内の食品ロス量は約570万トン（家庭系：261万トン、事業系：309万トン）【※農林水産省推計】

(2) 本市の状況

2020年度の本市における家庭系食品ロス量の推定値は約4,500トン（市民1人1日あたり約12.7g）

【※住民基本台帳人口（2021年3月末）：975,507人で計算】

（単位：トン）

	家庭系可燃ごみ量 【A】	食品ロス割合 【B】	食品ロス量（推定値） 【A×B】
R2実績	162,289	2.75%	4,463

※食品ロス割合については、「千葉市ごみ組成測定分析」（R2年度）における「手つかず食品（直接廃棄）」及び「食べ残し」の割合の合算値を採用。「過剰除去」については、判定が困難であることから、「調理くず」に分類しており、推定値には含めていない。

7 目標（※算出根拠は「資料3-2」を参照）

2032年度の本市における家庭系食品ロス量を3,300トン（市民1人1日あたり9.5g）以下とする。（※2020年度比で約25%の削減を目指す）

【※千葉県将来人口推計に基づく試算値（2032年度）：944,128人】

項目	実績値			目標値	
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2027年度 （令和9年度） 【中間目標値】	2032年度 （令和14年度） 【最終目標値】
家庭系食品ロス量	4,817t (13.6g/人・日)	4,214t (11.8g/人・日)	4,463t (12.7g/人・日)	調整中	3,300t (9.5g/人・日)

【事業系食品ロス量について】

事業系食品ロス量については、今後、推定方法及び進捗管理方法についての検討を行うが、本市においては、事業系一般廃棄物排出状況の網羅的な調査を行っていないこともあり、把握が困難な場合は、数値目標に含めないことも検討する。

8 施策の展開（※詳細は「資料3-3」参照）

（1）食品ロス削減に関する各種啓発等

- ア 食育・消費者教育・学校教育等との連携による取組み
- イ 地域と連携した取組み
- ウ 事業者と連携した取組み
- エ 国や他自治体と連携した取組み

（2）食品ロス削減に関する仕組みづくり

- ア フードシェアリングサービスの活用
- イ フードバンク活動に対する支援
- ウ 各種活動・団体との連携
- エ 市の事業において発生する食品ロスの抑制

（3）食品廃棄物（生ごみ）の再資源化促進

- ア 家庭系生ごみの再資源化
- イ 事業系生ごみの再資源化

9 各主体の役割

(1) 市民（消費者）

食品ロスの現状とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の生活のなかで排出している食品ロスを把握し、食品ロスを削減するために自らできることを考え、行動に移す。

(2) 事業者

食品の生産から処分までのサイクル全体で、食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の事業活動のなかで発生している食品ロスの把握を行い、食品ロス削減の取組みを実践する。

(3) 千葉市（行政）

各組織及び職員が率先して食品ロス削減の取組みを行う。

市民・事業者が食品ロス削減の重要性を理解するよう普及啓発を行うとともに、食品ロスの削減に取り組む市民・団体・事業者に対して支援を行い、協働した取組みを行うことで、食品ロス削減を推進する。

10 コラム（候補）

- ・商慣習の見直し（「3分の1ルールの見直し」「賞味期限表示の大括り化」等）
- ・「賞味期限」と「消費期限」の違い
- ・マッチングアプリの紹介
- ・市内事業者の取り組み事例
- ・千葉県の取り組み（「ちば食べきりエコスタイル」）